介護未経験者確保等助成金の見直しについて

平成20年度第2次補正予算の成立により、制度が一部拡充されました!

介護参入特定労働者の雇入れの場合、6ヶ月で1人あたり50万円

雇い入れた介護関係業務の未経験者が、さらに「<u>介護参入</u> 特定労働者(※)」である場合、助成金の支給額が倍額にな ります(下表参照。)。

※介護参入特定労働者とは・・・

介護関係業務の未経験者であり、かつ、以下のいずれにも当てはまる 方をいいます。

- ① 雇入れ日時点で25歳~39歳である方
- ② 過去1年間に雇用保険被保険者でなかった方



拡充部分

(介護参入特定労働者の場合) 100万円まで	(介護参入特定労働者の場合) 第1期50万円、第2期50万円
50万円まで	第1期25万円、第2期25万円
助成対象期間(1年間)の助成額	支給対象期(6ヶ月間)ごとの助成額

企業規模に応じて、助成の対象となる労働者数を拡大

対象労働者は3人まで



事業主(企業単位)の雇用する雇用保険被保険者の総数に応じて、助成の対象となる労働者数を拡大

※ 介護事業と兼業して他の事業を行う事業 主の場合、介護事業を行う事業所における被 保険者の総数で見ます。

その他の支給要件、 ご不明な点等は 最寄りの都道府県 労働局へ!



雇用保険被保険者の総数	対象労働者数	
200人未満	3人まで	
200人以上300人未満	6人まで	
300人以上400人未満	9人まで	
400人以上500人未満	12人まで	
500人以上600人未満	15人まで	
600人以上700人未満	18人まで	
700人以上	20人まで(上限)	

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

